

福岡市共働テーブル共働促進アドバイザー運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市共働テーブル運営要綱第5条第2項の規定に基づき、福岡市共働テーブル共働促進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザー設置の目的)

第2条 福岡市共働テーブル（以下「共働テーブル」という。）における協議が効果的に行われるために、アドバイザーは、公平・中立の立場でNPO等、提案内容に係る部署（以下「市担当課」という。）の協議に立ち会い、協議を円滑かつ効果的に進めるための仲介・助言を行うとともに、共働の理解を広げることが目的とする。

(アドバイザーの業務)

第3条 アドバイザーは、次の各号に掲げる事項のサポートを行う。

- (1) NPO等と市担当課の共働に向けた協議に関すること。
- (2) NPO等と市担当課の事業化に向けた協議に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、NPO等と市の共働促進に関し市長が必要と認めること。

(アドバイザーの資格要件)

第4条 アドバイザーは、次の各号に掲げる要件を満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 制度を十分に理解していること。
- (2) 行政との共働経験を有し、共働を十分に理解していること。
- (3) ファシリテーターの経験と実績を有すること。

(アドバイザーの任期)

第5条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(アドバイザーの派遣)

第6条 NPO等と市との共働に取り組むNPO等又は市担当課の要請に応じて、アドバイザーを派遣することができる。

2 前項の要請を行う場合は、様式1により依頼し、会議終了後は同様式で報告するものとする。

- 3 その他市長が必要と認める場合に、アドバイザーを派遣するものとする。
- 4 アドバイザーによるサポートは、1時間につき13,200円を報償費として支払うものとする。

(庶務)

第7条 アドバイザー派遣等の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、市長がアドバイザーと協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

福岡市共働テーブル
共働促進アドバイザーサポート依頼書

年 月 日

1. 事業名 _____
2. 予定日時 _____ 年 月 日 () : ~ :
3. 会議場所 _____
4. 出席予定者 _____
5. 依頼者 _____
団体名または市担当課
連絡担当者 TEL

上記会議について下記の通り実施しました。

※日時等 _____ 年 月 日 () : ~ :
※主な内容

年 月 日

団体または市担当課代表者職氏名 _____